

電気工事業廃止届出（通知）は、電気工事業の登録・届出等を廃止するときに提出してください。

提出方法・問合せ先

1 提出方法

電子申請で提出

申請フォームの入口は、化学保安課のホームページにあります。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-henkou.html>

送信データの到達確認に関するお問合せには、対応しておりません。

「登録証の原本又は通知書の原本」は、郵送により必ず返納してください。

【郵送先】

郵便番号 330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 危機管理防災センター 1階

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

2 お問合せ先

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

T E L 0 4 8 - 8 3 0 - 8 4 3 5

F A X 0 4 8 - 8 3 0 - 8 4 4 4

メール a2970-04@pref.saitama.lg.jp

(注1)

登録（通知）をしている方が建設業許可を取得した場合、新たに電気工事業開始届出（通知）書を提出してください。廃止届出（通知）書の提出は不要です。

(注2)

登録の有効期間が終了している場合は登録証のみを返納してください。廃止届出（通知）書の提出は不要です。

引き続き電気工事業を営む場合は、新たに「登録」の手続を行ってください。

(注3)

届出（みなし通知）をしている方が建設業許可を廃業した場合、廃業届（行政庁の収受印が押印されているもの）も提出してください。